テュッティ
Tutti
この子たちの
未来のために
福井県議会議員 北川博規 機関紙
No.30
令和４年11月

令和４年９月県議会・活動報告

●はじめに

R4.9.14　一般質問

８月の大雨災害は、多くの方の生活を一変させました。生活再建のために各方面からの支援がなされていく中で、人の強さを改めて感じることができます。

一方、朝刊の一面には、毎日のように、外国為替市場円相場の三桁の数字が取り上げられています。今や物価高騰の要因は、円安の影響が大きくなっており、それを抑える出口すら見えないのが、私たちの不安をあおります。消費を支えていくためには賃上げが欠かせないのは誰もが分かってはいるものの、実質賃金は５ヶ月連続で下降し、物価高の勢いに追い付いていない現状です。国のかじ取りの大切さと、難しさを改めて感じます。

R4.8.11
８月豪雨被害の状況確認に同行

これから冬場に向かう中で、今落ち着きを見せているコロナ感染症は第８波の到来を予感させ、インフルエンザとの同時流行も取りざたされています。

今こそ、生活者を支え、生産者を支え、色々な角度から消費喚起を促していくために、県政の果たす役割の大きさを感じ、心引き締まる思いです。

９月補正予算案

９月補正としては過去最大規模となる　**４３１億円。**
９月補正後の**一般会計の総額は　５，６１４億円となりました。**

❶ **令和４年８月大雨災害への対応** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５４億円
- ○被害を受けた方々への生活・住宅支援　（住宅再建への支援）
- ○産業・農林水産漁業への再生支援　（中小企業者への支援、農林水産業への支援）
- ○土木・農林施設の早期災害復旧　（災害復旧事業）

❷ **コロナ禍における物価高騰対策** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７６億円
- ○農林水産業への支援　（国産麦への切り替え推進、漁業者の安定経営支援）
- ○中小企業等への支援　（賃上げを支援、社会福祉施設のコスト削減を支援）
- ○県内消費の喚起　（「ふく割」の追加発行、県内観光を促進）

❸ **新型コロナウイルス感染症対策** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４９億円
- ○県立病院の外来体制を整備

❹ **「福井県長期ビジョン」の推進** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７億円
- ○学びを伸ばす（人材力）　（子どもを持ちたい方々を支援、「ふく育県」をＰＲ）
- ○成長を創る（産業力）　（企業誘致の推進）
- ○楽しみを広げる（創造力）（敦賀市中心部のにぎわいづくり、公共交通のキャッシュレス化、「恐竜王国福井」を発信、北関東への魅力発信）

❺ **国の内示等に伴う公共事業の増額** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２６億円

❻ **その他の事業** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９億円

一般質問から　抜粋

紙面の都合で、それぞれの内容が抜粋したものとなりますことをお許しいただくとともに、QRコードで、私のHPでの閲覧をお願いできればと存じます。
https://kitagawa-hiroki.net/

1　第7次福井県障がい者福祉計画の策定に向けて

8月下旬から９月にかけて、県内4会場で「共生社会推進のためのタウンミーティング」が開催されました。また、7月31日には、敦賀スペシャルニーズ家族会タウンミーティングも開催できました。

それぞれに、障がいのある方や医療的ケア児の保護者のみなさんが大勢参加されていましたが、今までなかなか伝えられなかった要望を直接訴えることができた大変有意義な場でもありました。

それらのタウンミーティングに参加した者として、取り上げられたことがらについて、第７次福祉計画に向けての方向性を確認させていただきました。

質問　民間事業者に対するバリアフリー社会を創りだすための施策については、国の補助があるものは活用し、国の補助がないところは、県が積極的に支援すべきと考える。現状と今後の方向性を伺う。

答弁　**【知事】**

福井県においては平成８年に福祉のまちづくり条例を制定し、これまでこれに基づいて例えば鉄道の駅であるとか、それから民間や公共施設、さらには国体も近かったので国体の競技会場のトイレなど、さらには宿泊施設とか小規模な商業施設も含めて色んな支援を行いながらバリアフリーに努めてきている。これにより、これまでに2，２９１カ所が条例の対象のうちの６８７カ所において、段差の解消であるとかバリアフリーに向けての基準を満たす施設ができており、**比率でいいますと３０％となっている。これに条例の基準を７０％以上満たす施設も加えると４３％という水準**になってきている。

R4.10.1
連合街宣活動
「最低賃金啓発」

障がい者の方も安心して暮らせ、また、訪れることができるようなバリアフリーのまちづくりの重要性はさらに増していると考えている。国庫補助も活用していくが、そこから漏れるものについても、県としても支援を充実させていきたい。

所感　国においては、**令和３年５月にいわゆる「障害者差別解消法」が改正（公布は6月）され、**令和６年までに、民間事業者による社会的障壁の除去の実施について、これまでの努力義務から義務へと改正される予定です。その意味でも、**今年度の県障がい者福祉計画の改訂は**、多くの方の願いを込めたものとなるとともに、今後の行動指針にもなり、具体的な改善にも繋がっていく重要なものでもあります。今回の答弁の具体的な取組みを皆さんとともに見守り、進捗状況を発信していきたいと思います。

R4.7.31
スペシャルニーズチルドレン家族会　タウンミーティング

2　通学支援について

昨年６月に公布され、９月１８日から施行された「医療的ケア支援児法」は、その正式名称が「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」とあるように、大きな柱には、家族の支援があります。つまり、具体的には、家族の離職を無くすことであり、働く家族の生活を保障することであり、家族のレスパイトの場の確保でもあります。

タウンミーティングの中でも、通学支援の問題が大きな課題として示されました。

質問　特別支援学校などにおける医療的ケア児の登下校の現状について伺う。また、必要に応じて、スクールバスへの看護師同乗といった、特別支援学校等への通学支援を求める。

答弁 **【教育長】**

医療的ケアが必要な特別支援学校の通学生は　３９人在籍しており、スクールバス利用者は乗車中に医療的ケアの必要がない軽度の児童生徒が９人、その他の３０人が保護者送迎である。また、小・中学校の対象児童生徒は４人おり、集団登校が１人、保護者送迎が３人である。

人工呼吸器の使用や痰の吸引が必要な重度の医療的ケア児は、送迎の際に担当教員と当日の体調について共有をするために保護者が送迎を希望することが多いと聞いている。バスに乗車中は、学校での活動中とは状況が異なり、また乗車時間が長くなる傾向にあることから、児童生徒の安全面を考慮すると重度の医療的ケア児のスクールバス乗車は難しく、現在看護師は乗車していない。

全国的にもスクールバスの看護師乗車は例はないが、他県の状況を見ながら研究していく。

所感　他府県では、看護師が同乗したタクシーを活用しているところもあり、通学移動時の体制、つまり通学バスへの看護師の同乗により、保護者の負担を軽減する要望は少なくありません。夜のケアによって睡眠がとれず、通学時の運転に不安を抱えている保護者の皆さんの声は切実なものがあります。

文科省は来年度、医療的ケア児の学校への受け入れ体制を充実するとして、令和５年度予算の概算要求に、看護職員を７４０人増となる３７４０人分配置するための予算を盛り込みました。

配置する看護職員は、校外学習や登下校時の送迎バスにも同乗し、たんの吸引などの医療的ケアを実施し、国は配置費用の３分の１を補助するとしています。また、職員を確保するため、報酬単価の引き上げにも対応するとしています。本県の具体的な対応を求めていきます。

3　県内市町による障害福祉の格差について

同じ福井県に生まれ育つ中で、生まれた地域や住んでいる場所によっては、いろいろな支援を受けられない、そのために家族の生活に大きな支障が出てくるとするならば、県として、それを改善していくことが重要です。その一つは聴覚障がいの子どもたちと家族への支援です。

昨年度、嶺南東特別支援学校にろう学校、福井医大に続いて、県内で３台目となる検査用機器を設置いただいたことには感謝するわけですが、ベテランの専門医でも判定が難しいとされる乳幼児の聴覚検査判定が実際に機能していくためには、まだ準備すべき事柄も少なくないように感じます。

その点で、信頼できる検査体制の構築を早急に整えていくことを求めたいと思いますし、その運用体制を第７次計画には明記していただくことは重要です。

質問　幼稚部を含めたろう学校の分室、または分校を嶺南東特別支援学校に設置することを望む。また、いくつかの地域の保育園を指定し、ろう学校幼稚部で受けられる支援に関して頻度の高い巡回指導を求める。

答弁 **【教育長】**

嶺南地区の聴覚障がいのある子どもたちへの支援としては、令和３年度末に嶺南東特別支援学校内に「きこえとことばのサポート教室」を整備し、今年度から運用している。

サポート教室では、ろう学校教員と嶺南教育事務所の指導主事が連携して、ろう学校と同等の聴覚測定や教育相談を行っている。支援には、静かな環境と専門の機器が必要なため特定の保育園等で展開することは困難だが、サポート教室と各園への巡回相談を併用することにより、**本人の教育的ニーズに応じた支援ができている。**現在、専門性の高い教職員を育成しており、今後嶺南地区に配置し、聴覚障がい教育の充実を図っていく。

所感　「ニーズに応じた支援ができている。」とする答弁には、正直驚きました。支援できているいないは、ニーズを持っている方の判断であり、実際にニーズが満たされていないから困っているのであり、色々な対応を求めているのです。この発言は、それを跳ね除けていくものであり、タウンミーティングで声を拾っていこうとするスタンスに矛盾するものでもあります。

また、その「支援ができている」とする根拠は何なのかを明確にすべきでもあり、大変乱暴で軽率な発言であるとも言えます。この点については、今後も引き続き、取り上げていきます。

質問　医療的ケア児支援法では、医療的ケア児が地域の公立小中学校への入学を希望した場合には確実に看護師を配置して支援するとしているが、その現状と今後の方向性を確認したい。

答弁　**【教育長】**

就学前の医療的ケア児については、各市町および県の就学指導委員会において把握をしている。就学前児童生徒の障がいの状態等はもとより、本人、保護者の希望を十分に考慮しながら、市町教育委員会において入学する学校を決定している。現在、3市町4校に4名の医療的ケア児が在籍しており、在籍しているすべての学校において1名ずつ看護師を各市町が配置している。

所感　市町では、市町独自に保育所に看護師を配置していますし、看護師が何らかの都合で勤務できないときには、訪問看護ステーションから派遣する体制をとっていました。

そこで発生してくるのは、処遇と財源の問題です。現に、越前市では、訪看の看護師さんを活用し、派遣しているわけですが、市に大きな持ち出しが生じています。

これらの配置を実現するために、市町の財源を確保する必要があり、国の制度を活用しても、複数人の看護師を確保するための財源は大変大きなものとなっています。是非、看護師確保と急な代替看護師の確保に、市町の財源支援をおこなっていただきたいと強く感じます。

いずれにしても、今後、地域の保育園や幼稚園、公立小中学校、さらには放課後児童クラブにおいても、医療的ケアの子どもたちを受け入れる体制が求められていくのは必至です。しかも、そこに看護師を配置していく体制をとっていくことが責務となります。看護師確保が滞ることによって受け入れられないことを避けるためにも、財政支援も含め、訪看を活用する支援スキームを構築していく必要性を強く感じます。

予算決算特別委員会質疑から

紙面の関係で答弁内容は一部のみ掲載します。
QR コードを読み込んでいただくと、
ホームページの関連内容がご覧いただけます。
https://kitagawa-hiroki.net/

1　敦賀港カーボンニュートラルポートについて

嶺南Ｅコースト計画が、着々と進められていますが、敦賀港のカーボンニュートラルポート（CNP）について、共創会議との繋がりの中から、伺いました。

地球温暖化という世界的な課題に対して、多くの国々が２０５０年を目途として進められているカーボン・ニュートラルですが、資料①にありますように、パリ協定締結の中で、日本は、温室効果ガス排出量の削減目標値を、２０３０年度に４６％削減、２０５０年ニュートラルと示しています。

２０３０年度に４６％削減という数値目標を達成するまでに残された期間は８年、それまでのプロセスを考えると、予断を許さない状況であることは間違いありません。

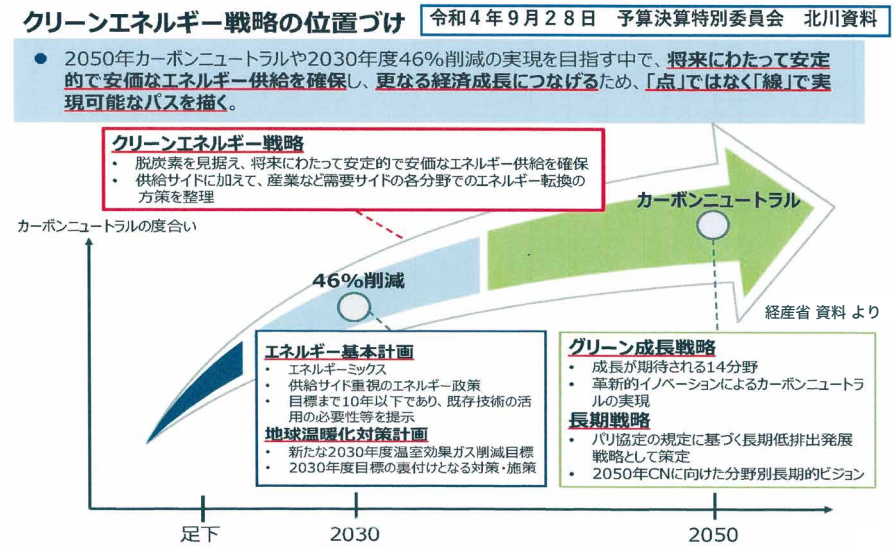

質問 目標とする2024年春に向けて、現在の進捗状況をどのように捉えておられるのか。また、財源確保も含め、県としてのロードマップを伺う。

答弁 **【地域戦略部長】**

「敦賀港のカーボンニュートラルポート化」に向けて、この計画策定については、今年の7月に港湾利用企業等19社と行政機関からなる協議会を設置し、計画策定の議論を開始したところである。現在、港湾利用企業などを対象に、脱炭素に向けた取組についてアンケート調査を実施している。

「アンモニアの需要調査」については、10月から、「ふくい水素エネルギー協議会」に委託して、嶺南企業の100社の需要調査を開始する。

所感 「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」は、経産省が実施主体となる国家施策であり、その実現には国の強力な関与が求められるのは当然でもあります。

敦賀港の長期構想の中でも、「2050 年までに二酸化炭素排出量ゼロ（カーボンニュートラル）にする政府の政策目標に沿って、再生可能エネルギーや水素等のクリーンエネルギー関連拠点の誘致による環境に優しい港湾の実現を目指す。」とあり、イメージ図が示されているのも事実です。

知事も、第2回共創会議の中で進言し、第4回共創会議で示された内容に対して、敦賀港を活用した水素サプライチェーンの構築について、「水素・アンモニア発電や、敦賀港を中心として貯蔵タンク、パイプラインの整備を目指す」という方針とともに、「水素製造実証プラントの整備など、大きな取組みを示していただいた。」と評価しています。

特に重要なのは、共創会議の中での、京都大学の宇根崎教授の「これは福井県と嶺南地域だけの話じゃなくて、我が国のエネルギー政策の長期目標、2030年、2050年に向けた長期目標である。」との言葉にあるように、しっかりと国の施策として位置付けていくべきものであるという点です。

長期イメージ

質問 「鞠山防波堤」の建設を共創会議や重点提案・要望等において国に対して強く求めていくべきと考えるが、知事の所見を伺う。

ここでの答弁・所感は、紙面の都合で、HPに委ねます。

2 通級学級について 概要のみ

令和２年度 通級による指導の状況

特別支援学級および通級指導教室の設置状況（公立小中学校）

		全体数	特別支援学級（うち、特別支援学級のみ設置）	通級指導教室（うち、通級指導教室のみ設置）	特別支援学級、通級指導教室両方設置
福井県	学校数	262	233 （103）	135 （5）	130
	設置率		88.9%	51.5%	49.6%
参考（全国）	学校数	28,508	24,422	—	—
	設置率		85.7%	—	—

特別支援教育資料（R3.10 文部科学省）より
特別支援教育要覧（R2 福井県教育委員会）より

通級による指導の指導形態

		全体数（校）	設置校数（設置率）	自校通級 人数	自校通級 割合	他校通級 人数	他校通級 割合	巡回通級 人数	巡回通級 割合	計
福井県	小学校	187	96 (51.3%)	564	68.4%	8	1.0%	252	30.6%	824
	中学校	75	39 (52.0%)	243	76.9%	0	—	73	23.1%	316
	高等学校	28	16 (57.1%)	23	48.9%	0	—	24	51.1%	47
	合計			830	69.9%	8	0.7%	349	29.4%	1,187
参考（全国）	小学校	19,217		89,417	63.8%	41,390	29.5%	9,310	6.6%	140,117
	中学校	9,291		15,341	66.4%	4,802	20.8%	2,954	12.8%	23,097
	高等学校	3,537		1,080	87.4%	35	2.8%	120	9.7%	1,235
	合計			105,838	64.4%	46,227	28.1%	12,384	7.5%	164,449

特別支援教育に関する調査の結果（通級による指導実施状況に関する調査）（R4.7 文部科学省）より

【配布資料の説明と内容分析】

① 公立小中学校での設置率について

全国値に比べ特別支援学級の設置率は高いのですが、通級と特別支援学級の両方設置は５０％前後となっています。全国値との比較はできないのですが、全ての学校に両方の学級の設置が必要であると考えます。

② 指導の形態について

自校通級、他校通級、巡回とあるわけですが、保護者の送り迎えが必要となり、かなり大きな負担となる「他校通級」が少ないのは、嬉しいことですが、その分、巡回通級が全国値よりも高くなっています。

巡回指導の場合、突発的な対応はできないことになるとともに、指導をする担当教員の負担が増えるという課題があります。

③ 高等学校の通級指導について

明らかに、全国値よりも設置率は低い状況で、その分巡回通級が多いのは、小中と同様です。

④ 本県における小中学校の通級学級担当教員の状況について（掲載はできませんでしたが）

講師の配置が 35.7% であり、特別支援の免許を有している方が 66 名中の５人で、全体の 11.4% であることは、気がかりな部分です。

免許はなくても、十分な経験値を持っている方もたくさんおられるだけに、資格や認証制度を工夫する必要もあるように感じます。

国連の障害者権利委員会は９月9日、8月に実施した日本政府への審査を踏まえ、政策の改善点について勧告を発表しています。勧告は障害者権利条約に基づいており、２０１４年の条約締結後、初めてとなるものです。

その中で、示されたのは、特別支援教育を巡って、通常教育に加われない障害児がおり、分けられた状態が長く続いていることを懸念したもので、「インクルーシブ教育」（障害の有無にかかわらず共に学ぶ教育）に関する国の行動計画を作るよう求めるものです。勧告に拘束力はないものの、尊重することが求められます。

永岡文部科学相は、「多様な学びの場で行われる特別支援教育を中止することは考えていない。勧告を踏まえ、インクルーシブ教育を推進する」と述べ、「通級による指導」に言及し、「障害がある子とない子が共に過ごすことの条件整備と、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備を、両輪で取り組んできた」と説明し、通級指導を担当する教員の基礎定数化の着実な実施などを進めたいとしています。

※「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態です。障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、弾力的に提供する教育です。

雑感　雑感に替えて

仁愛短大付属幼稚園の佐竹了園長から、園活動の様子を機会あるごとに送っていただいています。

今回は、運動会のレポートでしたが、その中で感じるのは、就学前の子どもたちが「みんな違ってみんないい」を自然に自らのものにしていく姿や、保護者のみなさんが「真の共生社会観」を取り入れていく姿の素晴らしさです。

まさに、インクルーシブ教育の原点がそこにあるのだと思います。

今回の議会の中で、健康福祉部障がい福祉課、教育委員会特別支援室をはじめ、多くの部署のみなさんとお話しすることができました。今大切なのは、それぞれが同じ思いのもとに、力を結集することなのだという思いを強くしました。そのために、声をあげていきたいと思います。

コロナに翻弄された感があるこの１年間、議会報告の場を開き、直接お話しを聞いていただきたいと考えつつも、今冬の状況の予測を鑑みると、大きな場の設定を提案しづらい状況です。

議員の職務は、住民のみなさんの声を吸い上げていくところから始まります。小さな集まりでもチャンスをいただければ、喜んで参加させていただきます。

是非、声をおかけください。

ホームページ
kitagawa-hiroki.net

あなたの声をお聞かせください

発行責任者／編集責任者　北川 博規
【自　宅】〒914-0056 福井県敦賀市津内町 1-12-10
【事務所】〒914-0802 福井県敦賀市呉竹町 1-41-15-202
E-mail. h.kitagawa131@gmail.com
TEL. 090-1319-6667 / FAX. 0770-22-4121

フェイスブック
hiroki.kitagawa.754